



## 県南地域障害者 巡回歯科診療

一般の歯科医院では治療が困難な障害者(児)などを対象に、専門医による歯科診療を行います。

- 📅① 7月5日、12日、19日、26日
- ② 8月2日、9日、16日、23日、30日
- ③平成26年 3月7日、14日、28日、

📍県南保健所  
👤・身体、知的、精神障害者(児)の人で、歯科診療・検診が必要な人  
・一般の歯科診療所での治療・検診が困難な人、または通院が困難な人

📋保険診療のみ  
※一部負担金は自己負担になります。  
👨‍⚕️歯科医師、歯科衛生士によるむし歯治療、歯周治療、予防処置、摂食指導ほか歯科相談  
📄健康対策課、福祉課または各支所に備え付けの「歯科巡回診療申込書」を提出してください。

- 📅①と② 6月17日(月)
- ③ 平成26年 2月17日(月)

## 被爆二世の無料健康診断

- 対象者  
次のすべてに該当し、受診を希望する人  
(1)両親またはそのどちらかが原爆被爆者である人  
(2)昭和21年6月4日以降に出生した人(両親のどちらかが広島被爆の場合、昭和21年6月1日以降に出生した人)  
(3)長崎県内に居住している人(長崎市内の方は長崎市役所へ申し込んでください)

- 申し込みおよび受診の方法  
健康対策課、各支所、県南保健所に備え付けの「受診申込書」で申し込んだ後、「受診票」を受け取り、県が委託した医療機関で受診してください(県電子申請システムでも申請できます)。

- 申込期限  
平成26年 2月14日(金)まで
- 受診期間  
平成26年 2月28日(金)まで

- 受診回数  
受診期間中に1回のみ



🗨️長崎県原爆被爆者援護課  
☎095(895)2475  
または県南保健所、南島原市役所健康対策課



## あなたも「登録統計調査員」に登録しませんか？

- 登録統計調査員制度とは  
統計調査が実施されるときに、事前の登録者(登録統計調査員)に対し、優先的に統計調査の仕事をしていただく制度です。
- 統計調査とは  
統計調査には、国勢調査や農林業センサスなど、さまざまな調査があります。
- 身分と待遇  
調査員の身分は、非常勤公務員となります。調査中の災害補償が適用されるほか、調査中に知りえた情報の守秘義務が発生します。
- 報酬  
調査によって異なりますが、おおむね1〜5万円程度で、提出から1〜3カ月後に振り込まれます。
- 主な仕事内容  
・調査員説明会への出席  
・調査の準備  
・調査票の配布と回収  
・調査書類の点検と提出

- 調査員の申込方法  
情報統計課に電話してください。概要、手続き方法などについて詳しくご説明します。なお、登録時に簡単な面接を行います。
- 登録の資格要件  
警察、税務または選挙関係者は、登録できません。
- 仕事のご案内  
調査実施の2〜3カ月前に電話などでお知らせします。調査への従事が可能であれば仕事を依頼します。なお、調査員の選任は、調査の規模、調査員のお住まいの地域の状況などを考慮して行いますので、調査地区、調査についてはこちらで割り当てさせていただきます。



## 高齢者・障害者 交通費助成利用 券を随時交付 しています

支所・市民サービス課などで随時交付しています。今年度からタクシーに加え、島鉄路線バスにも利用できます。  
●助成内容/利用券1枚につき100円の割引(1年間に120枚を交付)  
ただし、年度途中で75歳に到達するなど、交付要件に該当した人は、要件を満たした月から交付(年度末までの月数に10枚を乗じた枚数)。  
本人申請の場合には、本人の印鑑と本人確認ができるもの、代理で申請の場合には、代理人の印鑑と代理人・本人の双方が確認できるものが必要です。  
詳しくはお問い合わせください。

## 北村西望特別展を開催

3月1日〜20日まで、本市南有馬町出身で日本彫刻界の巨匠 北村西望翁の功績を後世に語り継ぐため、西望記念館において「北村西望特別展」を開催しました。

今回の特別展では、地元にある貴重な作品を借用して展示し、普段とは一味違った記念館に多くの人たちが足を運びました。また、特別展の一環として、原城跡などの観光ガイドや小学生を対象とした粘土教室を開催しました。子どもたちの作品は、ゴールデンウィークまで記念館で展示していますので、ぜひご覧ください。



## 自治会長・納税組合長 会議を開催

4月16〜19日、市内の各町において自治会長・納税組合長会議を開催しました。  
会議冒頭、市長より自治会長・納税組合長に対し委嘱状交付をし、その後、各部からの連絡事項について説明を行いました。  
自治会長・納税組合長の皆さん、これから1年間お世話になります。

